

殿

北方町商工会
会長

北方町コロナに負けるな事業補助金交付決定通知書

北方町コロナに負けるな事業補助金交付要綱第4条の規定により、令和2年 月 日付けで申請のありました北方町コロナに負けるな事業補助金について、次のとおり交付することと決定いたしましたので、同要綱第5条の規定により通知します。

1. 補助金の対象となる事業の内容は、令和2年 月 日付けで申請のあった北方町コロナに負けるな事業補助金交付申請書（以下「申請書」という）記載のとおりとする。
2. 補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助対象経費 金 円

補助金の額 金 円

3. 補助金の額の確定は次によるものとする。

補助金の確定額は、補助事業完了後に提出した補助事業実績報告書の審査の結果により、「交付すべき補助金の額」が確定したときに認められた補助対象経費の額の2/3、または配分された上記2. 記載の「補助金の額」（補助事業の内容が変更された場合に「補助金の額」の変更にかかる通知を受けたときは、変更にかかる通知を受けた額。）のいずれか低い額とする。